

## 杉並区の学校開放の概要

## 「杉並区の学校開放」とは

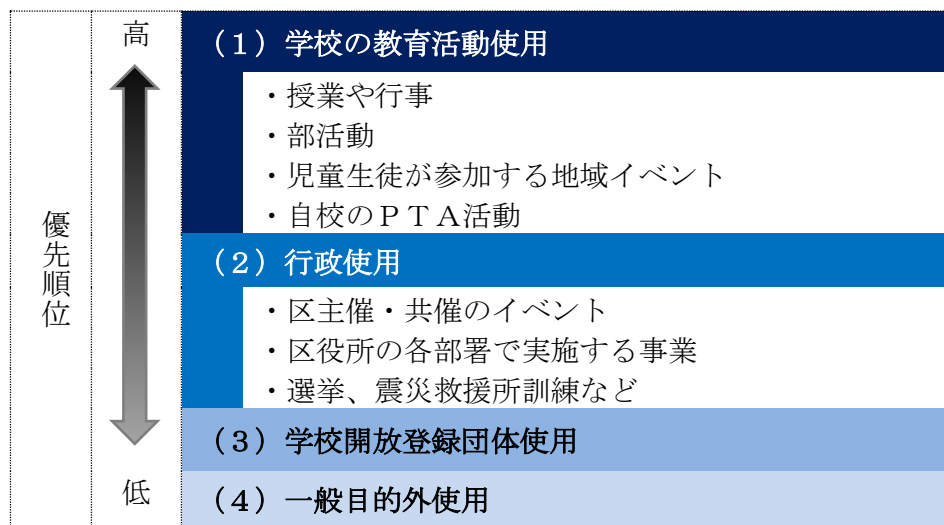
杉並区立学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で、青少年の健全な育成、地域住民の文化の向上、スポーツの振興及び高齢者の憩いの場として開放する事業です。

## 1 学校施設の登録団体開放及び一般目的外使用

## ○ 開放施設と開放時間について

「杉並区の学校開放」の冊子（P 2～6 を参照）

## ○ 施設使用の種別と優先順位



## ○ 利用方法

登録団体(一般・少年)として登録し、利用する方法

 (P 9～13 を参照)

## (1) 登録団体の要件

- 一般団体
  - ①政治・宗教・営利を目的とする団体でない。
  - ②全員が区内在住・在勤・在学者で構成。
  - ③10名以上で継続して活動（月1回程度以上）。
  - ④正・副代表者が20歳以上。
  - ⑤誰でも自由に加入できる（開かれている団体）。
- 少年団体
  - 一般団体の条件に加え、過半数が中学生以下。
  - なお、次世代育成の観点から、少年団体には使用料が免除

## (2) 団体登録申請

- 学校開放担当から。要件を満たす団体に、「団体登録申請書（様式）」を交付。
- 団体の代表者は、利用したい学校にて校長又は副校長と面接
- 代表者は、面接後、学校開放担当開催の新規登録団体説明会（毎月第二火曜日）に出席。説明会后「学校開放団体登録証」を交付
- 全中学校と杉並第一小・杉並第十小・杉並和泉学園・高円寺学園では、登録団体の代表者により構成された利用者団体協議会（以下「利団協」という。）が組織されており、自動的に利団協のメンバーとなる

(3) 実際に学校を利用するには

- 利団協のある学校では毎月 20 日前後に、翌月の利用日程を決める利用調整会議が開催され、登録団体はそこに参加して利用日程を調整
- 利団協の無い学校では、希望日を副校長に申し出て、利用申込。
- 利用時には、使用料相当分の「学校施設使用券」を「申請書」に貼り、学校（施設管理員）に提出

(4) その他

- 申請競技種目によっては許可できないものもあります。  
（体育館でのフットサルや社交ダンスなど）

個人又は、登録していない団体が有料で使用（一般目的外使用）する方法

（P 1 4 を参照）

例として、マンションの管理組合の会議・町内会の集会など。

貸し出しの判断が難しいケースは学校開放担当で調整

- 利用の受付は、原則、使用予定日の 10 日～3 日前
- 希望者は各学校（副校長）に電話などで空き状況を確認し、仮予約の連絡
- 承諾された後、学校支援課学校開放担当で許可書の発行

## 2 学校施設使用料（各 1 時間当たり）

○ 学校施設使用料（各 1 時間当たり）※ 1

- 校庭 200 円
- 庭球場、教室、会議室 100 円
- 体育館 500 円（※ 2 : 600 円）

※ 1 : 少年団体は無料

※ 2 : 令和 2 年 6 月 1 日から冷暖房設備設置の体育館は 600 円

### ◎学校開放利用者数の推移

○登録団体開放(単位:人)

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
小学校	580,693	588,593	575,945	608,217	527,996
中学校	204,168	195,874	184,466	198,889	172,554
計	784,861	784,467	760,411	807,106	700,550

○一般目的外利用(単位:回)

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
小学校	2,847	3,743	4,197	4,372	3,585
中学校	1,788	1,056	1,029	1,091	1,167
計	4,635	4,799	5,226	5,463	4,752